

【地籍調査とは…】

地籍調査とは、国土調査法に基づいて実施するもので、一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査、境界及び地積に関する測量を行い、その結果により「地籍簿（簿冊）」及び「地籍図（地図）」を作成することをいいます。

地籍調査により作成した「地籍簿」及び「地籍図」は、法務局に送付し、地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法に基づく地図として備え付けられます。

【地籍調査の進め方】

※以下の作業を完了するのに概ね3年間要します。

地籍で進めるまちづくり

建設課地籍調査係
64-1124

《説明会》 1年目

調査に先立って、調査対象地区での説明会を開催します。



《現地調査》 1年目

一筆ごとの土地について、土地所有者及び関係者の立会により、所有者・地番・境界等の確認をします。土地の形状や筆数により、数回の立会をお願いする場合があります。また、雨天の場合も実施します。



《地籍測量》 1年目

現地調査により確認された土地について、一筆ごとの正確な測量を行います。測量に際し、土地に断りなく立ち入り、測量の基準となる杭を設置したり、測量の障害となる雑木等の枝葉を伐採する場合もありますが、ご了承ください。



《成果の閲覧・確認》 2年目

地籍調査の成果である「地籍簿（案）」「地籍図（案）」を20日間役場等で閲覧にかけ、確認をしていただきます。誤り等がなければ、関係書類に署名捺印をいただきます。



《法務局へ送付》 3年目

閲覧後、知事の認証及び国の承認を受け、地籍簿と地籍図の写しを法務局へ送付します。法務局では、登記簿が書き改められ、地図が備え付けられます。

《ご協力をお願い》

※測量の基準となる杭は、地籍調査が終わっても、土地の境界確認をするために永久的に必要となりますので、境界杭と併せて管理をお願いします。（土地造成等でやむを得ず撤去等の必要がある場合は、事前に役場建設課地籍調査係までご連絡をお願いします。）

※相続等の所有権移転登記をされていない土地については、現地調査までに登記を行ってください。もし登記が困難な場合は、相続人の中から代表者を決めておいてください。

※現地調査及び閲覧の際、ご都合が悪い場合は、委任状を提出していただければ、代理の方でも結構です。

★地籍調査は、土地所有者及び関係者のご協力がなければ行うことができませんので、本調査に対するご理解とご協力をよろしくお願いします。



〔平成28年度の予定地区〕

湯浅町では、平成12年度から地籍調査を実施し、現在までに大字吉川全域、大字栖原全域、大字湯浅の一部（字東元山・西元山・向嶋）、大字田全域、大字山田の一部（字大谷・段・新替・畑ノ前・岩ノ谷・志出原・松ノ前・北山・桑原・落合・野口・稻荷・中神）の調査が完了しています。

平成28年度の予定は、次のとおりです。

《現地調査地区》

大字湯浅字中川原・元本町・島之内・南川原

大字青木字山本・上代・大垣内・東垣内・東長谷・前山

◎中川原・元本町・島之内・南川原地区

5月下旬頃に、土地所有者及び関係者の方を対象とした説明会を予定しています。事前に文書にてご案内を送付します。説明会後、現地調査を開始します。調査日ごとに文書にてご連絡します。

◎山本・上代・大垣内・東垣内・東長谷・前山地区

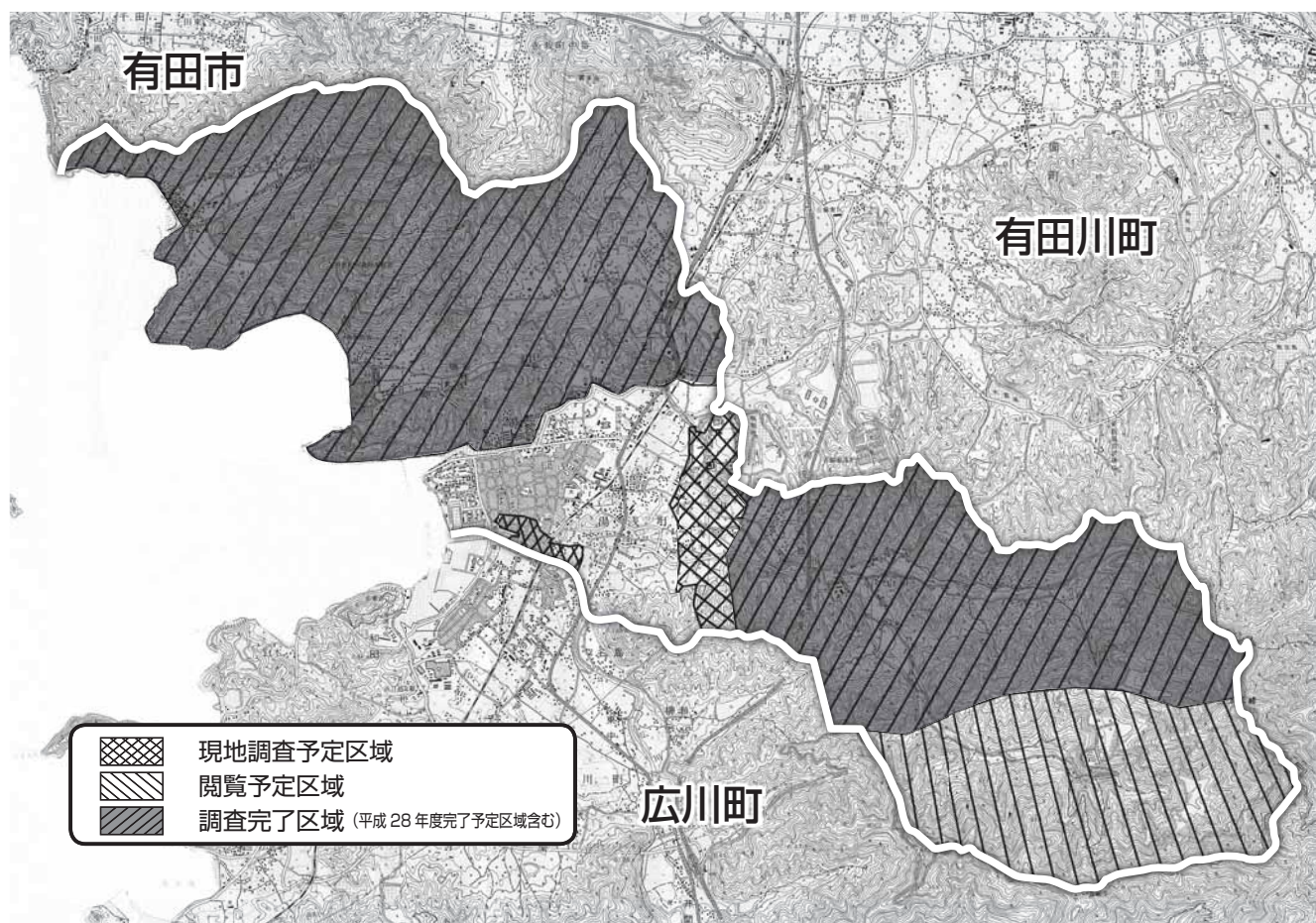
5月中旬頃に、土地所有者及び関係者の方を対象とした説明会を予定しています。事前に文書にてご案内を送付します。説明会後、現地調査を開始します。調査日ごとに文書にてご連絡します。

《閲覧地区》 大字山田字垣内地

平成27年度に現地調査及び測量を実施した成果である「地籍簿（案）」「地籍図（案）」を確認していただきます。閲覧日が決まり次第、文書にてご連絡します。

《完了地区》 大字山田字岡原・大平・市谷・神田

地籍簿と地籍図の写しを法務局へ送付し、登記簿が書き改められたのを確認後、地籍調査による土地登記簿及び地籍図の書き換えが完了したことを土地権利者宛に文書にて通知します。



〔地籍調査が完了していると…〕

1. 正確な土地の状況（境界等）が確認されているため、土地取引の円滑化に役立ちます。
2. 万一災害等で土地の境界がわからなくなっても、元の境界の位置を復元することができます。
3. 行政においても、各種公共工事の計画、設計等が容易に進めることができます。

〔地籍調査に関するお問い合わせ先〕

建設課地籍調査係 ☎64 - 1124 まで